

「農業女子プロジェクト」統一ロゴマーク利用に関する規程

一部改正 平成27年10月27日

第1 目的

この規程は、「農業女子プロジェクト規約」第8条で定める統一ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用上の遵守事項

- ① 「農業女子プロジェクト規約」第8条によりロゴマークを使用することができる農業女子メンバー及び参画企業等は、利用に際して、色遣いや背景色等については、別に定める「農業女子 ロゴマニュアル」の規定に従う。
- ② 農業女子メンバー及び参画企業等は、ロゴマークをモチーフとした別なマーク等の作成を希望する場合は、農業女子プロジェクト事務局（農林水産省経営局就農・女性課）を通じて必ずデザイナーに依頼する。
- ③ 農業女子メンバー及び参画企業等以外によるロゴマークの利用は、事務局が特別に許可した場合を除き、これを認めない。

第3 規程の改訂

本利用規程は、必要に応じて農業女子プロジェクト事務局にて改訂を行う。

附則

本利用規程は平成25年11月6日より施行する。

附則

本利用規程の一部改正は平成27年10月27日より施行する。